

奨学金返還支援制度について

奨学金返還支援制度とは？

自身の奨学金を返還している社員に対して、会社が返還額の全部または一部を補助するために、奨学金返還支援手当として支給するまたは、会社が返還額の全部または一部を奨学金の債権者に直接返還（代理返還）することにより支援する制度です。

支援制度の対象者は？

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）および高等学校の卒業生等（中途退学者を含む）で、奨学金を返還している、または今後返還開始が見込まれる会社の業務に従事する正社員が対象です。

支援制度の適用を受けるために必要な書類は？

奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類の提出が必要です。

対象となる奨学金は？

- （1）独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- （2）地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金
- （3）その他会社が認めるもの

支援額は？

支給又は代理返還の上限額は月額 20,000 円です。

ただし、奨学金返還月額がその金額に満たない場合は、その返還月額と同額が支援額となります。

支援期間は？

支援開始の日が属する賃金計算期間に対応する月から、5年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月までです。

ただし、支援期間の途中で奨学金返還が終了した場合は、最終返還日の属する賃金計算期間に対応する月までの支援となります。